

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第78号 太子町副町長の定数を定める条例の制定について
- 3 議案第79号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第80号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第82号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務常任委員会委員長報告)
- 7 議案第83号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第84号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第85号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第87号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第71号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)
- 12 議案第72号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 13 議案第73号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 14 議案第74号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第75号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 16 議案第76号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)
- 17 議案第77号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 18 意見書案第7号 学区に関する検討委員会の設置を求める意見書の提出について
- 19 意見書案第8号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書の提出について
- 20 委員会の閉会中の継続審査について
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第78号 太子町副町長の定数を定める条例の制定について
- 3 議案第79号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第80号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第82号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務常任委員会委員長報告)
- 7 議案第83号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第84号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第85号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第87号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第71号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)

- 12 議案第72号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 13 議案第73号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 14 議案第74号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第75号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 16 議案第76号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)
- 17 議案第77号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 18 意見書案第7号 学区に関する検討委員会の設置を求める意見書の提出について
- 19 意見書案第8号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書の提出について
- 20 委員会の閉会中の継続審査について
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	上山隆弘	2番	服部千秋
3番	長谷川原司	4番	井村淳子
5番	中井政喜	7番	橋本恭子
8番	寺本明男	9番	横田六郎
10番	井川弘美	11番	花畑奈知子
12番	佐野芳彦	13番	首藤亨
14番	村田興亞	15番	橘幸孝
16番	桜井公晴	17番	北川嘉明
18番	熊谷直行		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	山本修三	書記	木村和義
書記	藤井仁美		

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	助役	八幡儀則
収入役	山本国男	教育長	圓尾哲一
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然
総務課長	堀恭一	企画政策課長	村瀬学
税務課長	丸尾清和		

(開議 午前10時00分)

議長(熊谷直行) 皆さんおはようございます。

平成18年第5回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第

5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

議長(熊谷直行) 日程第1、諸般の報告

を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度8月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

~~~~~

日程第2 議案第78号 太子町副町長の定数を定める条例の制定について

日程第3 議案第79号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第80号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第82号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第2、議案第78号太子町副町長の定数を定める条例の制定についてから日程第6、議案第82号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長井川弘美議員。

井川弘美議員 おはようございます。

総務常任委員会に審査付託されました議案5件を報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第78号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、太子町副町長の定数を定める条例の制定

について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月13日水曜日午前10時から午前11時5分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第79号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月13日水曜日午前10時から午前11時5分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第80号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月13日水曜日午前10時から午前11時5分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第81号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、

可決すべきもの。少数意見の留保、なし。
2、審査年月日、平成18年12月13日水曜日午前10時から午前11時5分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第82号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月13日水曜日午前10時から午前11時5分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会委員長井川弘美議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第78号太子町副町長の定数を定める条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第79号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第80号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可

決されました。

次、上程中の議案第81号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第82号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 8 3 号 太子町消防

団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 8 4 号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 8 5 号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 8 7 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について

議長(熊谷直行) 日程第7、議案第83号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第87号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に12月12日に付託されました議案第83号から議案第87号まで4件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第83号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月14日(木)午前10時から午後1時15分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべ

きものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第84号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月14日（木）午前10時から午後1時15分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第85号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月14日（木）午前10時から午後1時15分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第87号。付託年月日、平成18年12月12日。件名、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年12月14日（木）午前10時から午後1時15分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第83号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第84号学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第85号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第87号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいま上程をされております兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の制定につきまして反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、医療保険制度の改悪の一環として75歳以上の高齢者だけを限定をして従来の保険制度から切り離しまし

て、新たな保険医療制度として導入されたものであります。特に75歳以上のすべての方々に対して年金から保険料を天引きして徴収することになるわけであり、このことは後期高齢者自身の保険料負担が増えることとあわせまして、高齢者と現役世代という世代間の対立をあおることによって高齢者の受診抑制をねらうことにもなると考えます。高齢者の生活と健康を脅かす制度となります。高齢者が安心して医療が受けられる制度とは言えないものであると考えます。

この制度が既に動き出しているためにこういう広域連合をつくることになるわけですが、本提案の質疑でもただしいきましたように、兵庫県の広域連合の組織について議会議員の定数は41名で、各市町から1名のみとなっています。しかも、その選出母体になるべきものは、市、町長、助役、議員からとなっているわけであり、構成する団体等の住民の意思を反映しがたい組織だと考えます。定数を増やすべきであります。

また、75歳以上の高齢者のみを対象としておりますので、この高齢者自身がその代表として参加する規定がございません。現に運営をされている国民健康保険の運営協議会のような運営協議会を設置をして被保険者の意見を代表した発言がなされるような仕組みをつくるべきだと考えます。

以上の意見を述べまして、反対討論といたします。

議長(熊谷直行) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第71号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)

議長(熊谷直行) 日程第11、議案第71号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 再度確認をするわけですが、国体費の職員手当の追加ですが、これは他の費目、いわゆる他から流用しているということですが、どこの部分を流用したかというのははっきりさせていただきたいと思いません。

私はなぜこんなことを言うかといいますと、終わってからの補正ですので、流用して埋め合わせたものをそちらに返すということの補正については内容は分かりますが、どのものを利用してここに348万6,000円を充当するのか説明を求めます。

それから、まちづくり協議会のことで、下阿曾については県の事業に移行するということがございますが、この都市計画の線引きの中で市街化調整区域の事業でもありますし、これらのことについては、ただ今はこれまでに発足して検討されているのは、また動き出し、まちづくり協議会の規定をつくって動き出している松尾あるいは阿曾に続いて全体的にこの協議会の設置という点では宣伝、いわゆるPR等の不足があるのではないかなと思うんですが、このことについて調整区域にある

自治会等に対して、再度周知をしてそれぞれの対応を、何も強制してするわけではありませんけども、自主的にまちづくり協議会を立ち上げて進めるわけですが、町がなすべきことについて宣伝をしていくことが大事ではないかなと思うんですが、その点について伺います。

議長(熊谷直行) 総務課長。

総務課長(堀 恭一) 1点目の国体の流用の件でございますけれども、国民体育大会に従事する職員の時間外勤務手当が当初の予想より非常に多く必要でございましたので、期末勤勉手当を支払うまでの間におきましては職員手当の中で他の手当の費目から流用で使わせていただきました。で、期末勤勉手当が今度支払う場合になったときに、給料の残が1月、2月分、3月分がございますので、それを流用させて期末勤勉手当を支払いさせていただきたいと、以上のような状況になっております。本来なら当然当初から予定をして組んでおくべきですけども、思った予想以上の金額が必要となりましたので、給料より支払いという措置をとらせていただきました。

以上です。

議長(熊谷直行) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) 先ほどのご質問ですけども、まちづくり協議会のもう少し活性化といいますか、活動が増えてはどうかというご質問だと思うんですけども、これにつきましては昨年7月に各調整区域である自治会につきましては説明に入っております。その中で土地利用計画につきましても説明し、その中でまちづくり協議会の発足につきましても、できるのであればやっていただきたいという趣旨のもとで説明会に入っております。ですから、それ以降相談はあろうかと思いませんけども、それ以降立ち上がったのは下阿曾だということでございます。

以上でございます。

議長(熊谷直行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)
議長(熊谷直行) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。
これから議案第71号を採決します。
この採決は挙手によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)
議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第12 議案第72号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(熊谷直行) 日程第12、議案第72号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)  
議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)  
議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。  
これから議案第72号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)  
議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第13 議案第73号 平成18年

度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長(熊谷直行) 日程第13、議案第73号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

9番横田六郎議員。

横田六郎議員 ちょっとこの際お聞きしたいんやけども、税の確定申告と介護保険料との絡みなんですけど、世帯主の所得によって、例えば高齢者が家族におられる場合、当然同じような年齢でも金額の差はあるんですね。

そこで、個人個人の負担は形式上分かるんやけども、要は世帯主が本当は納めとんだらうと思うんやけども、今言う世帯主の申告書を提出した際にその高齢者、家族ですね、その方の介護保険料は控除しないという話になっとるようなんですけど、これは何ででしょうか。というのは、社会保険料の一種だらうと思うんやけども、年金なんかは引いてますわな。介護保険だけだめだという解釈をしてるようんやけども、これは事実なんでしょうか。そういうことになっとるという話を聞いたんですけどね。こないだの高額療養費の話じゃないんですけど、ちょっとお尋ねします。

議長(熊谷直行) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時36分)

議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

税務課長(丸尾清和) お答えします。

介護保険料の保険料に限らず社会保険料については、要するに納税、納めた方がその社会保険料控除を受けることができるわけでございます。

以上でございます。

議長(熊谷直行) 横田六郎議員。

横田六郎議員 実際の納めた納めんはよう

分からんですけど、要は名義ですね、納入者の名義の方の申告の際には通用しないと、介護保険料だけ。ほかの社会保険料なんかはきくんやね。例えば僕の場合を言いますと、子供らの国民年金保険料なんか僕は所得申告するときに、確定申告するときに子供らの保険料領収書添えたら控除になるもんね。ところが、介護保険はきかない。意味分かってくれとってやるな。意味分かってくれとってやるな。

議長（熊谷直行） 税務課長。

税務課長（丸尾清和） 社会保険料控除につきましては、いわゆる介護保険の特例というのはございません。介護保険を年金から特別徴収される分については当然その方があらかじめ年金から天引きされるわけでございますから、そのご本人ということになりますけれども、納付書が来て納めていただく分につきましては、いわゆるどなたということじゃなくて、納めた方の社会保険料控除に該当するわけでございます。例外はございません。

以上です。

議長（熊谷直行） 横田六郎議員。

横田六郎議員 いやいや、何ぼか言いましたね。国民年金保険料、これ個々に来ますわな。納付書、請求書は。これ分かってやね。ほいで、例えば僕の子供たちの年金の請求書やね、保険料の。その領収書くれますわな。今、年間の払った証明書をね。それを私の所得の確定申告するときに提出したら有効なんやな。社会保険料と控除として引いてくれるわけやな。これ意味分かつとるな。ところが、介護保険だけやったらあかん言うんや。介護保険料は認めません言うん。だから、簡単に言うたら、税法でそうなとんや言われたらしまいなんやけどな。だから、ここでは答えられません言われたらしまいや。意味分かってくれたったかな。

議長（熊谷直行） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時49分）

議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

税務課長（丸尾清和） 介護保険料の税の控除につきましても、普通徴収の分については国民健康保険あるいは国民年金と同等のその保険料をご負担いただいた方がその社会保険料控除としての申告をしていただくことができるということがございます。ただし、特別徴収の方につきましては年金の中から保険料を天引きされるという制度がございますから、その分についてはその方自身の保険料控除ということになります。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第74号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議長（熊谷直行） 日程第14、議案第74号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。  
これから議案第74号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第75号 平成18年度
兵庫県太子町下水道事業
特別会計補正予算（第3号）

議長（熊谷直行） 日程第15、議案第75号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この補正予算の中で私もただしてきた経過があるんですが、工事請負費の入札残の関係で改めて伺いたいと思うんですが、この入札は指名競争入札並びに制限付きの一般競争入札の結果としての入札残ということに、差金ということになるわけですが、何回も主張しておりますように、入札制度を改善をして制限をつけない一般競争入札を執行しておれば入札差金はもっと増えていたであろうと、このように考えるわけですが、この点どう説明されるか。

また、指名競争入札も本町が実施している制限付きの一般競争入札も実際には談合がしやすい条件をつくっているとんでも過言ではありません。思い切った改善が必要であると考えられるわけですが、この点について、これは町長に伺います。説明を求めま

す。

議長（熊谷直行） 町長。

町長（首藤正弘） この件につきまして、一応入札残で合併処理浄化槽の設置工事を増加させていただいております。その中で入札制度の改善でございますが、やはり全国各地でいろいろと問題が醸し出されております。やはり私どももそうした改善の中でいち早く情報をキャッチし、またいろいろの談合が発生しないような取り組みを今研究させていただいております。

県の方におきましてもそうしたことが言われておりますので、庁内でも入札検討委員会等々で議論をし、そして改善に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第76号 平成18年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計補正予算（第2号）

議長（熊谷直行） 日程第16、議案第76号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を

続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第77号 平成18年度
兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(熊谷直行) 日程第17、議案第77号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月12日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 意見書案第7号 学区に関

する検討委員会の設置を求める意見書の提出について

議長(熊谷直行) 日程第18、意見書案第7号学区に関する検討委員会の設置を求める意見書の提出についてを議題とします。

(「議長、議会をちょっとだけ休憩をしてください」の声あり)

暫時休憩します。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前10時58分)

議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学区に関する検討委員会の設置を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(熊谷直行) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

橋本恭子議員 意見書案第7号。ただいま上程されております学区に関する検討委員会の設置を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いたします。

学区に関する検討委員会の設置を求める意見書(案)。

市町村教育委員会は、設置する小学校または中学校が2校ある場合、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされている。その際、あらかじめ各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校が指定されることが一般的である。

本町においても、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び第6条の規定に基づき、町内に住所を有する就学予定者、学齢児童または学齢生徒の就学すべき小学校または中学校を指定する通学区域は規則により規定されている。

しかし、近年地域の実情に応じて保護者や児童生徒の希望に基づき通学距離や安全性を考慮する等、通学区域の弾力的運用を図る市町村も見られる。

本町では、児童生徒にとって隣接する通学区域にある小学校や中学校の方が指定された就学校よりも通学距離が短くなる地域があり、かねてより保護者からの就学校変更の要望が多く寄せられている。また、都市計画に基づく市街化の推進によって小学校間の児童数に著しい差異が生じ、学級編制上の均衡が崩れているのが実態であり、これらを解消する必要がある。よって、住民参加による学区に関する検討委員会を速やかに設置することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

提出先、太子町長、太子町教育委員会。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第19 意見書案第8号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書の提出について

議長（熊谷直行） 日程第19、意見書案第8号リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

橋本恭子議員 意見書案第8号。ただいま上程されておりますリハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしく願いいたします。

リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書（案）。

本年4月の診療報酬改定で、リハビリテーションは脳血管疾患、運動器、呼吸器、心大血管疾患の4疾病領域だけを対象とし、脳血管疾患は発症、手術または急性憎悪から180日以内、運動器は発症、手術または急性憎悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管疾患は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定された。

また、障害児（者）リハビリは給付期間が無制限となっているが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限定されている。

4月1日から上記改定が行われたため、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みが病院側の都合で取りやめになる。また、脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらずリハビリの継続が断られている事例も生まれ、極めて深刻な事態となっている。

こうした動きは患者、障害者のみならず、病院経営や理学療法士（PT）等の専門職にも大きな影響を与えることも危惧されている

ことから、以下の点について政府は緊急に対応されるよう要望する。

記。1、今回改定による影響について、患者、病院、PT等の専門職への調査を実施すること。

2、給付日数リハビリの診療報酬は疾病ごとに上限を設けず、患者の実情に応じて実施できるように改善すること。

3、障害児(者)リハビリの提供施設は重症心身障害児施設等に限定せず、病院等実態に応じて実施できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長(熊谷直行) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~  
日程第20 委員会の閉会中の継続審査について

議長(熊谷直行) 日程第20、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から請願第9号を、経済建設常任委員会委員長から請願第11号を、目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定によって、お手許に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~  
日程第21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長(熊谷直行) 日程第21、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第5回太子町議会定例会（第405回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時10分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月7日の招集以来、本日までの14日間でしたが、この間議員各位には、各会計の補正予算を始め条例改正、組合規約の変更、制定など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、ここにそのご精励に対し深く敬意を申し上げますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長を始め町当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等については、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康にご留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町政の発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 平成18年第5回太子町

議会定例会（第405回町議会）が閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月7日に開会されました今期定例町議会におきましては、条例、予算等の各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対しまして深く感謝を申し上げる次第であります。また、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存でありますので、町行政に対しまして一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、ともに健やかに輝かしい新春をお迎えになられますことをご祈念申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊谷 直行

署名 議員 井村 淳子

署名 議員 中井 政喜